

富山県立山環境配慮バス改造費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、富山県補助金等交付規則（昭和37年富山県規則第10号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、富山県立山環境配慮バス改造費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 基準 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）第12条第1項に規定する窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準
- (2) バス事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1項第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業又は同号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を営業者
- (3) バス 乗車定員11人以上の自動車
- (4) 立山有料道路等 主要地方道富山立山公園線のうち、立山有料道路桂台料金所から終点までの間の道路
- (5) 路線バス 道路運送法第3条第1項第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供するバスであって、立山有料道路等の全部又は一部を運行区間に含む路線において使用するもの
- (6) 貸切バス 道路運送法第3条第1項第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業の用に供するバス（県の区域内に使用の本拠を置くものに限る。）であって、立山有料道路等の全部又は一部において運行する見込みがあるもの
- (7) 排出ガス低減装置 使用過程にある車両に取り付け、当該車両の運行に伴って発生する窒素酸化物又は粒子状物質を低減させる装置であって、当該装置の取付けにより当該車両が基準に適合することとなるもの

(補助金の交付)

第3条 知事は、立山の自然環境及び景観の保全のため、県内に事業所を有するバス事業者が行う基準に適合しない路線バス又は貸切バス（県内に使用の本拠を置くものに限る。以下同じ。）に排出ガス低減装置を取り付け、基準に適合する路線バス又は貸切バスに改造する事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

(交付の対象経費及び補助率等)

第4条 補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助率等は、次の表のとおりとする。

補助対象経費	補助率	補助金の額
排出ガス低減装置の購入及び取付けに要する経費（消費税及び地方消費税の額を除く。）	4分の1	補助対象経費に4分の1を乗じて得た額（千円未満の額があるときは、切り捨てる。）又は50万円のいずれか低い額

（交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする事業者は、規則第3条の規定により、知事が別に定める期日までに、補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、知事に提出するものとする。

（交付条件）

第6条 規則第5条の規定により補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 排出ガス低減装置の変更その他の事業計画の変更（軽微な変更を除く。）をする場合においては、知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (4) 補助事業により取得した財産は、善良な管理者の注意を持って管理するとともに、その効率的な運用を図ること。
- (5) その他知事が必要と認める条件

（実績報告）

第7条 事業者は、規則第12条の規定により実績報告をするときには、補助事業が完了した日若しくは前条第2号の規定による補助事業の廃止の承認の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定に係る会計年度終了の日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第2号）を知事に提出するものとする。

（証拠書類の保存）

第8条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿その他の証拠書類を整理し、補助事業完了の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

（その他）

第9条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月24日改正）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月29日改正）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。